

四日市市告示第 4 7 1 号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援補助金交付要綱（平成 24 年四日市市告示第 133 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象事業及び経費）</p> <p>第 3 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定後、当該年度以内に海外で開催される見本市等（見本市、展示会、商談会など名称の如何に関わらず、販路の開拓を目的として、自社の製品や技術を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う催しを<u>いい、オンラインによるものを含む</u>。以下同じ。）に出展する事業で、次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、補助対象経費総額が 1 0 万円以上のものとする。</p> <p>(1) から(3) (略)</p>	<p>（補助対象事業及び経費）</p> <p>第 3 条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定後、当該年度以内に海外で開催される見本市等（見本市、展示会、商談会など名称の如何に関わらず、販路の開拓を目的として、自社の製品や技術を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う催しを<u>いう</u>。以下同じ。）に出展する事業で、次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、補助対象経費総額が 1 0 万円以上のものとする。</p> <p>(1) から(3) (略)</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)